# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
7	国民健康保険料の賦課徴収に関する事務 基礎項目 価書	評

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

萩市は、国民健康保険料の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行ない、よって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、秘密保持に関する規定を契約に含め個人情報の保護に万全を期している。

## 評価実施機関名

山口県萩市長

## 公表日

令和7年10月17日

[令和6年10月 様式2]

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称 国民健康保険料の賦課徴収に関する事務					
②事務の概要	国民健康保険加入者の状況把握を行っている。 被保険者の属する世帯に対し、所得、人数、資産の状況に応じて保険料の算出を行い、賦課・徴収及び 滞納整理を行う。				
③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、統合宛名システム、総合案内システム、総合照会システム、総合証明システム				

#### 2. 特定個人情報ファイル名

1. .賦課基本ファイル 2. 介護基本ファイル 3. 支援基本ファイル 4. .賦課個人ファイル 5. .期割情報ファイル 6. .収納履歴ファイル 7. 滞納処分ファイル 8. 宛名基本ファイル 9. 口座情報ファイル 10. 調定ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月3 1日法律第27号)

・第9条第1項 別表 44の項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第24条

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	用特定個人情報の提供に関する命令(* (情報提供の根拠)	るための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利

5. 評価実施機関における担当部署							
①部署	市民部課税課、収納課						
②所属長の役職名	課税課長、収納課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示	·訂正·利用停止請求						
請求先	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市市民部税務課 電話:0838-25-3136 fax:0838-25-3053 E-mail:minzei@city.hagi.lg.jp	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市市民部収納課 電話:0838-25-3575 fax:0838-25-3053 E-mail:syunou@city.hagi.lg.jp					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
連絡先	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市市民部課税課 電話:0838-25-3136 fax:0838-25-3053 E-mail:minzei@city.hagi.lg.jp	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市市民部収納課 電話:0838-25-3575 fax:0838-25-3053 E-mail:syunou@city.hagi.lg.jp					
9. 規則第9条第2項の適	i <b>用</b>	[ ]適用した					

適用した理由

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		]	<選択肢> 1)1,000人未満(任意実施) 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満 5)30万人以上		
いつ時点の計数か			16年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か		令和6年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類						
[    基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通し	た提供を除く。) [	]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	Ι	]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である ]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[ ]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
判断の根拠	取扱い事務について、担当: であると考える。	者を限定してお	おり、対応方法についてもマニュアル化されていることから十分			

9. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監	查
10. 従業者に対する教育・	<b>啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]全項目評価又は重点項目	評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われ。 2) 目的を超えた紐付け、事 3) 権限のない者によって不 4) 委託先における不正な信 5) 不正な提供・移転が行れ 6) 情報提供ネットワークシ	事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスト正に使用されるリスクへの対策 使用等のリスクへの対策 っれるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシス・ステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの ステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの ・滅失・毀損リスクへの対策	テムを通じた提供を除く。) への対策
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	取扱い事務について、担当者を であると考える。	限定しており、対応方法についてもマニュアル化	されていることから十分

#### 変更箇所

変更箇層	71				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成27年2月23日時点	平成29年3月1日時点	事後	
平成29年3月24日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成27年2月23日時点	平成29年3月1日時点	事後	
平成29年8月4日	I 関連情報 5. 評価実施機   税務課 関における担当部署 ①部署		課税課	事後	
平成29年8月4日	T 脚浦摆超 6 亚浦宝族機		課税課長	事後	
平成29年8月4日	報の開示・訂正・利用停止請	税務課	課税課	事後	
平成29年8月4日	工関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	税務課	課税課	事後	
平成30年3月23日	ILさい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成30年3月1日時点	事後	
平成30年3月23日	11しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成30年3月1日時点	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ①部署	萩市市民部課税課、収納課	萩市財務部課税課、収納課	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	市民部課税課市民部収納課	財務部課税課 財務部収納課	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情	市民部課税課	財務部課税課 財務部収納課	事後	
平成30年5月21日	報の開示・訂正・利用停止請 I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属	市民部収納課 課税課長 恩村 勝美 収納課長 村田 卓	課税課長、収納課長	事後	
令和1年6月27日	ILさい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和1年6月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策	(新規)	評価書のとおり	事後	
令和3年9月1日	     関連情報 4. 情報提供ネッ  トワークシステムによる情報	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	下ソークンステム  よる情報   I 関連情報 5. 評価実施機   関における担当部署 ①部署	財務部課税課	市民部課税課	事後	
令和3年9月1日	関になける担当部者 (小部者)   1 関連情報 7. 特定個人情  報の開示・訂正・利用停止請	萩市財務部課税課   萩市財務部収納課	萩市市民部課税課   萩市市民部収納課	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情	萩市財務部課税課	萩市市民部課税課	事後	
令和3年9月1日	報ファイルの取扱いに関する IIしきい値判断項目 1. 対象	萩市財務部収納課 平成31年3月1日時点	萩市市民部収納課	事後	
令和3年9月1日	人数 いつ時点の計数か   I しきい値判断項目 2. 取扱	平成31年3月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
	者数 いつ時点の計数か	行政手続における特定の個人を識別するため	行政手続における特定の個人を識別するため		
令和7年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律(番号法)(平成 25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 30の項 行政手続における特定の個人を識別するため	の番号の利用等に関する法律(番号法)(平成 25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表 44の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・ 総務省令第5号) ・第24条	事後	
令和7年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携②法令上の根拠	商亏法第19宋第8亏 別表第一 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄情報提供者)が「市町村長」の項のう 、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険 法第七十六条の四において準用する介護保険 法第七十六条の四において準用する介護保険 三項において準用する場合をさ。)、第百三十 八条第一項又は第百四十条第一項。同時の 項において準用する場合をであるもの」が含まれる項(46の項) ・第三編信情報提供者)が「医療保険者又は後期高を優な城連合」の項のうち、第四欄(情報提供者)が「医療保険者又は機(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(140の項) ・第三編信報提供者)が「医療保険者又は機(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、3、3、3、42、58、62、80、87、93の項) ・第一欄「機工ので定めるもの」が含まれる項(42、44、45の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の分別表第二、4、4、4、45の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46令	(情報提供の根拠) 2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、8 7、115、125、131、158、161、166、173	事後	
令和7年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年6月1日	IV リスク対策 8.人でを介 在させる作業	(新規)	評価書のとおり	事後	
令和7年6月1日	IV リスク対策 11. 最も優先 度が高いと考えられる対策	(新規)	評価書のとおり	事後	
令和7年10月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務	国民健康保険税(料)システム、収納消込システム、滞納整理システム、統合宛名システム、 口座管理システム、総合案内システム、総合照 会システム、総合証明システム	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、統合宛名システム、総合案内システム、総合照会システム、総合証明システム	事前	